

## 2-19 採光関係比率(8)開口部の中心

**Q**

1. 窓の形状が四角でなく、丸、台形、三角等の場合の中心のとらえ方は重心でよいか。
2. 採光関係比率の算定は、開口部の中心において行うとされているが、敷地の形状あるいは敷地内の他の建築物との関係で、一つの開口部を複数に分割して算定してもよいか。

**A**

1. よい。
2. よい。

## 2-20 縁側等に面する場合の採光補正係数

**Q**

令20条2項において居室の開口部の外側に幅90cm以上の縁側等がある場合、採光補正係数は、0.7を乗じて得た数値との規定があるが、縁側等の幅の最大値の規定はあるのか。

**A**

縁側等の採光については、下記のとおり取り扱うものとする。

	採光の有効係数	
	1. 屋内廊下形状の縁側	0.9m未満
	0.9m以上～2m以下	70%
	2m超	縁側を室として取り扱う
2. 吹きさらしの廊下、バルコニー等	2m以下	100%
	2m超～4m以下	70%
3. 自動車車庫、駐輪場等	2m以下	100%
	2m超～4m以下	70%

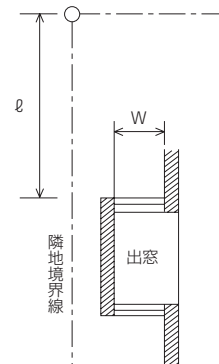
※ 屋外から居室の窓に至るまでの間に閉鎖性のある目隠しその他採光上支障のある障害物がないこと。

## 2-21 出窓の採光

**Q**

側面に開口部をもつ出窓の採光は有効か。

**A**



採光に有効な部分とはみなせない。

ℓが鉛直方向の有効採光条件を充たす値をとる部分においても、Wを採光有効幅とみることができない。

## 2-22 屋根の機能を有しない場合の取扱い

**Q**

雨水を受けることができないすのこ、グレーチング等で造られた建築物の部分(バルコニー、屋外階段、落下防止庇等)は、採光上有効な面積の算定上、それらがないものと取扱ってよいか。

**A**

原則、バルコニー、屋外階段などは、すのこ状であっても屋根、ひさしと同様に障害物があるものとして採光関係比率を算定すること。

ただし、十分に採光が確保できる網状の落下防止庇は、採光上有効な面積の算定上、ないものとして取り扱うことが可能とする。

## 2-23 公園、広場、川その他これらに類する空地又は水面

**Q**

令20条2項の公園、広場、川その他これらに類する空地又は水面とはどのようなものをいうのか。

**A**

将来にわたり空地が確保されているもので、次のものが該当する。

公園	都市公園法による公園又は緑地
広場	公共団体が管理する公開広場
川	河川法に基づく河川(準用河川含む)
その他これらに類する空地又は水面	都市計画公園で築造済みのもの、又は事業認可されており空地となっているもの 開発行為による帰属公園 公有水路(明示等により境界が明確であること) 里道(明示等により境界が明確であること) 線路敷(高架の部分は除く) 都市下水路 公共団体が管理する緑道 海